

貸付けの条件変更等の申込みに対する対応状況

金融円滑化法第4条および第5条に基づく措置の実施状況(平成22年12月末)

平成23年2月14日

株式会社 鳥取銀行

金融円滑化法第4条に基づく措置の実施状況

(別表1) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

(債務者が中小企業者である場合)

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	5,924	31,188	55,502	79,813	102,497	
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の額	5,163	27,219	48,851	70,055	90,231	
うち、実行に係る貸付債権の額	2,896	26,598	45,674	68,602	86,619	
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	-	-	-	-	-	
うち、謝絶に係る貸付債権の額(注1)	-	7	24	224	518	
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	-	-	-	-	-	
うち、審査中の貸付債権の額	2,267	594	3,037	964	2,818	
うち、取下げに係る貸付債権の額	-	19	113	264	276	
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の額	760	3,968	6,651	9,757	12,266	
うち、実行に係る貸付債権の額	401	3,365	5,986	8,883	11,379	
うち、謝絶に係る貸付債権の額(注1)	6	18	111	201	264	
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額(注2)	-	-	56	117	124	
うち、審査中の貸付債権の額	352	527	407	487	376	
うち、取下げに係る貸付債権の額	-	57	146	185	246	

(注1) 平成22年12月末時点において、謝絶に係る貸付債権の額には、貸付の条件の変更等の申込みの日から3ヶ月を経過した日、または貸付債権の支払期日のいずれか遅い日を過ぎてもお「審査中」のもの(614百万)を含んでいます。

(注2) 平成22年12月末時点において、謝絶に係る貸付債権の額には、貸付の条件の変更等の申込みの日から3ヶ月を経過した日、または貸付債権の支払期日のいずれか遅い日を過ぎてもお「審査中」のもの(85百万)を含んでいます。

(別表2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の件数

(債務者が中小企業者である場合)

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	237	1,027	1,726	2,499	3,111	
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の数	130	591	1,006	1,430	1,768	
うち、実行に係る貸付債権の数	87	565	935	1,370	1,693	
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0	0	0	
うち、謝絶に係る貸付債権の数(注3)	0	2	5	16	30	
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0	0	0	
うち、審査中の貸付債権の数	43	21	60	35	34	
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	3	6	9	11	
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の数	107	436	720	1,069	1,343	
うち、実行に係る貸付債権の数	56	359	639	949	1,229	
うち、謝絶に係る貸付債権の数(注3)	2	5	19	25	38	
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数(注4)	0	0	6	10	14	
うち、審査中の貸付債権の数	49	63	44	73	40	
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	9	18	22	36	

(注3) 平成22年12月末時点において、謝絶に係る貸付債権の数には、貸付の条件の変更等の申込みの日から3ヶ月を経過した日、または貸付債権の支払期日のいずれか遅い日を過ぎてもお「審査中」のもの(39件)を含んでいます。

(注4) 平成22年12月末時点において、謝絶に係る貸付債権の数には、貸付の条件の変更等の申込みの日から3ヶ月を経過した日、または貸付債権の支払期日のいずれか遅い日を過ぎてもお「審査中」のもの(13件)を含んでいます。

(債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合)

(別表3) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

(債務者が中小企業者である場合)

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施工日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	324	3,278	4,069	6,418	6,901	
うち、実行に係る貸付債権の額	197	2,884	3,546	6,004	6,420	
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	-	-	-	-	-	
うち、謝絶に係る貸付債権の額(注5)	-	7	9	192	229	
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の額	-	3	3	103	125	
うち、審査中の貸付債権の額	126	370	453	116	145	
うち、取下げに係る貸付債権の額	-	15	59	105	105	

(別表4) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の件数

(債務者が中小企業者である場合)

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施工日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	20	98	131	218	253	
うち、実行に係る貸付債権の数	7	86	118	191	218	
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0	0	0	
うち、謝絶に係る貸付債権の数(注5)	0	2	3	12	22	
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の数	0	1	1	2	9	
うち、審査中の貸付債権の数	13	9	7	11	9	
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	1	3	4	4	

(注5) 平成22年12月末時点において、謝絶に係る貸付債権の額・数には、貸付の条件の変更等の申込みの日から3ヶ月を経過した日、または貸付債権の支払期日のいずれか遅い日を過ぎてもなお「審査中」のもの(204百万、14件)を含んでいます。

金融円滑化法第5条に基づく措置の実施状況

(別表5) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

(債務者が住宅資金借入者である場合)

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	333	1,792	2,797	3,372	3,799	
うち、実行に係る貸付債権の額	83	806	1,558	2,071	2,359	
うち、謝絶に係る貸付債権の額(注6)	-	57	216	320	368	
うち、審査中の貸付債権の額	196	666	364	195	216	
うち、取下げに係る貸付債権の額	54	262	657	784	854	

(別表6) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の件数

(債務者が住宅資金借入者である場合)

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の件数	21	124	191	231	265	
うち、実行に係る貸付債権の件数	3	55	110	145	164	
うち、謝絶に係る貸付債権の件数(注6)	0	4	19	24	27	
うち、審査中の貸付債権の件数	15	48	22	13	19	
うち、取下げに係る貸付債権の件数	3	17	40	49	55	

(注6) 平成22年12月末時点において、謝絶に係る貸付債権の額・数には、貸付の条件の変更等の申込みの日から3ヶ月を経過した日、または貸付債権の支払期日のいずれか遅い日を過ぎてもなお「審査中」のもの(267百万、20件)を含んでいます。